

宇治市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年10月12日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

松峯茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年9月26日（宇治市監査委員公表第14号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 建設部 建設総務課

監査期間 令和4年5月2日～令和4年6月30日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 境界標測量設置業務委託において、業務完了検査の遅延が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	再発防止に向け、課内会議において事例報告し、宇治市契約事務取扱要領に則して適正に処理するよう、課員に徹底いたしました。